

●住宅版エコポイント制度とは

平成21年12月8日に閣議決定されました「明日の安心と成長のための緊急経済対策」で、エコ住宅のリフォーム、エコ住宅の新築に対して住宅版エコポイントを発行する制度の創設が盛り込まれました。平成21年度第2次補正予算の成立を条件に、エコリフォーム又はエコ住宅の新築をされた方は、様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントの取得が可能になります。

●エコポイントの発行対象

(1)エコリフォーム（①又は②の改修工事）

①窓の断熱改修。

内窓にサッシをつけて二重サッシにする、窓ガラスを複層ガラスに取り替えるなど。

②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修。

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の量の断熱材（ノンフロン・J I S品）を用いる断熱改修が対象。ポイントは、外壁、屋根・天井、床の部位ごとにそれぞれ発行されます。

※これらに併せて、バリアフリーリフォームを行う場合、その分のポイントが加算されます。

【発行対象期間】

平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事着手したもの。

（平成21年度第2次補正予算の成立日以降に工事が完了したものに限り）

(2)エコ住宅の新築（①又は②に該当する新築住宅）

①省エネ法に基づくトップランナー基準相当の住宅。

②省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅。

※①②ともポイントの申請には第三者機関の証明が必要です。

【発行対象期間】

平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもの。

（平成21年度第2次補正予算の成立日以降に工事が完了し、引き渡されたものに限り）

●エコポイントの申請方法

①エコポイントの申請は、住宅の所有者が、各都道府県に設けられた受付窓口への申請、又は事務局への郵送による申請、のいずれかの方法で行います。

②個人・法人の別、又建築主・購入者の別によらず、申請することができます。

③申請時に必要な提出書類は、ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/>) をご覧ください。

※この情報は、平成21年12月17日（平成21年12月24日・平成22年1月6日更新）経済産業省・国土交通省より公表された内容の抜粋です。

住宅版エコポイント制度の詳細および最新情報は、下記ホームページでご確認下さい。

・経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/>)

・国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/>)

住宅用ロックウール断熱材は、住宅版エコポイントの対象製品となる予定で、各メーカーのエコポイント対象商品は、近日公表される予定です。

各地域、各部位における省エネ判断基準（平成11年省エネ基準）をクリアする製品をご使用されることを推奨します。